

ゼロカーボンプラン規約

九州エナジー株式会社

2021年4月1日制定

1. 適用

ゼロカーボンプラン規約（以下「本規約」）は、九州エナジー株式会社（以下「当社」）が別途定めるプラン別説明書の「スマートプランB」「スマートプランC」「スマートプランDネクスト」「スマートプランDワイド」「オール電化プラン」「季特別電灯」高圧契約の適用を受けている、またはこれから適用を受けるお客様が、当社が提供するCO₂排出量を調整したプランを提供するときに適用される基本的な契約条項を規定したものであり、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

2. 電源構成等

(1) ゼロカーボンプラン（以下「本プラン」）は当社が供給する電気を、再生可能エネルギー指定の非化石証書等を使用することで、再生可能エネルギー100%の電気をお客さまに供給するサービスです。

なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する、非化石取引市場で取引される非化石証書といたします。

(2) 当社は、温室効果ガス排出量算定に基づき、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および、非化石証書の使用状況を算定いたします。

なお、非化石証書は、市場取引及び相対取引によって調達することから、本プランのために十分な量を調達することが出来ない場合があります。

(3) 環境省・経済産業省が公表する電気事業者排出係数における、メニュー別調整後排出係数の公表をもって報告するものとします。

3. メニューの成立および適用期間

(1) 本プランは、お客さまからの申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 適用期間は、本プランの成立日以後の検針日等の始期から需給契約の廃止日までといたします。

なお、お客さまより、本プランの利用中止の申出があった場合、原則として申出があった以後の検針日の前日に終了といたします。

4. 規約の変更・終了

当社は、本規約の変更や終了することがあります。

また、天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由の発生により本契約の全部または一部の履行が困難となった場合は、その提供を中止する場合があります。

規約の変更や終了する場合、当社はあらかじめ一定期間をおいて、変更や終了の日時を当社のホームページに掲載し、お知らせします。

5. 料金

本プランの料金は次の通り算定し、各月の電気契約の料金に加算します。

本プランの料金 = 電気契約の使用電力量 × オプション料金単価

ゼロカーボンオプション料金単価 (2021年4月~)

1キロワット時につき	2円00銭
------------	-------

なお、非化石証書調達費用変動などの市況を鑑みて、ゼロカーボンオプション料金単価を、毎年4月に改定いたします。

改定を行った場合は、一定期間当社のホームページに掲載し、お知らせします。

6. 契約の廃止

(1) お客さまが、本プランの契約を廃止される場合は、あらかじめ当社に通知していただきます。

(2) お客さまが、主契約による需給契約を廃止または、主契約以外の契約種別に変更した場合は、その日に本プランの契約を廃止するものといたします。

7. 免責条項

本サービスのご利用に付随して発生したいかなるトラブル・損失・損害に対しても、当社は責任を負いません。

8. その他

本契約の定めのない事項については、電気需給約款（高圧・特別高圧）および、電気小売供給約款（低圧）によるものといたします。